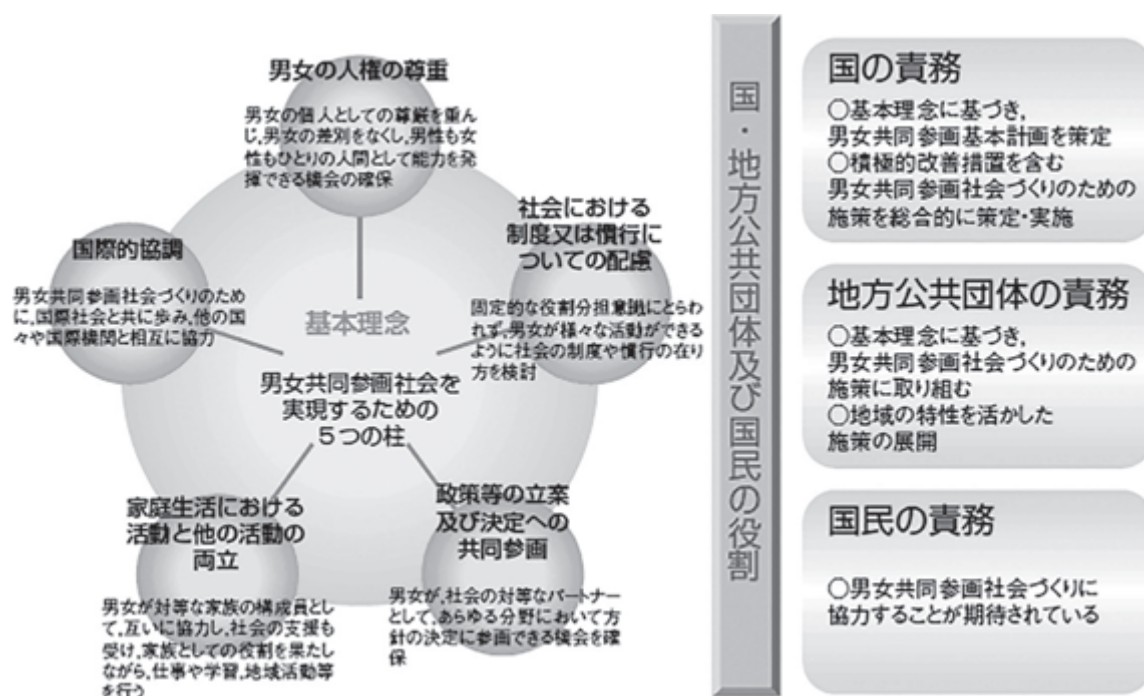


第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

男女共同参画社会基本法（1999年（平成11年）公布・施行）では、男女共同参画社会を実現するための5本の柱（基本理念）を掲げ、行政(国、地方公共団体)と国民それぞれが果たすべき役割を定めています。国は、同法に基づく男女共同参画基本計画を5年ごとに策定し、社会経済情勢の変化等に対応した重点分野を設定し、具体的施策と成果目標を定めています。

男女共同参画社会基本法の概要



内閣府男女共同参画局ホームページより

少子高齢化の進む我が国において、社会の持続的な発展のためには、女性が活躍できる社会づくりが最重要課題のひとつであるとして、2014年（平成26年）には、首相官邸内に「すべての女性が輝く社会づくり本部」が設置され、2015年（平成27年）から毎年「女性活躍加速のための重点方針」を定めています。

国連サミットにおいては、2015年（平成27年）9月に、2030年（令和12年）までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標である「持続可能な開発目標」

（SDGs¹）が採択され、「誰一人取り残さない」社会をめざし、国際社会が一致

¹ SDGs : 「Sustainable Development Goals」の略です。2001年(平成13年)に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年(平成27年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年(令和12年)までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

して取組を進めています。17の目標の1つに設定された「ジェンダー平等の実現」は、すべての目標達成において必要不可欠であるとされています。

このような状況の中で、本市では男女共同参画計画を複数回にわたり策定し、宇治市男女生き生きまちづくり条例の趣旨を具体化する施策を推進してきました。

本市では、1995年（平成7年）3月に地域に根ざした男女共同参画社会の実現をめざして「宇治市女性施策推進プラン（UJIあさぎりプラン）」を策定し、2001年（平成13年）3月の改定を経て、あらゆる分野における男女共同参画の推進や女性の人権の尊重などに関する取組を推進してきました。

また、2004年（平成16年）12月には、本市における男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女が生き生きと暮らすことができるまちづくりを進めるため、男女共同参画の推進に関する基本理念や本市、市民、事業者等の責務、施策の基本事項を定めた「宇治市男女生き生きまちづくり条例」を施行しました。

このたび、「第4次UJIあさぎりプラン」の計画期間が2020年（令和2年）度で終了することから、本市における男女共同参画を取り巻く現状や課題を踏まえ、社会情勢の変化に伴う新たな課題にも対応しつつ、地域に根ざした男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するため、「第5次UJIあさぎりプラン」を策定します。

2. 計画の位置づけ

- 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び「宇治市男女生き生きまちづくり条例」第9条第1項に定める本市の男女共同参画計画であり、本市における男女共同参画の推進に関する施策の基本的指針を定めたものです。
- 本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下、「DV²防止法」という。）第2条の3第3項に定める「市町村基本計画」である「宇治市DV対策基本計画」及び、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」という。）第6条第2項に定める「市町村推進計画」である「宇治市女性活躍推進計画」を包含します。
- 本計画は「宇治市総合計画」の部門別計画であり、関連する他の部門別計画と連携を図りながら推進します。

² DV : Domestic Violence(ドメスティック・バイオレンス)の略で、夫婦や恋人など親密な間柄にある男女間で起こる暴力のことをいいます。

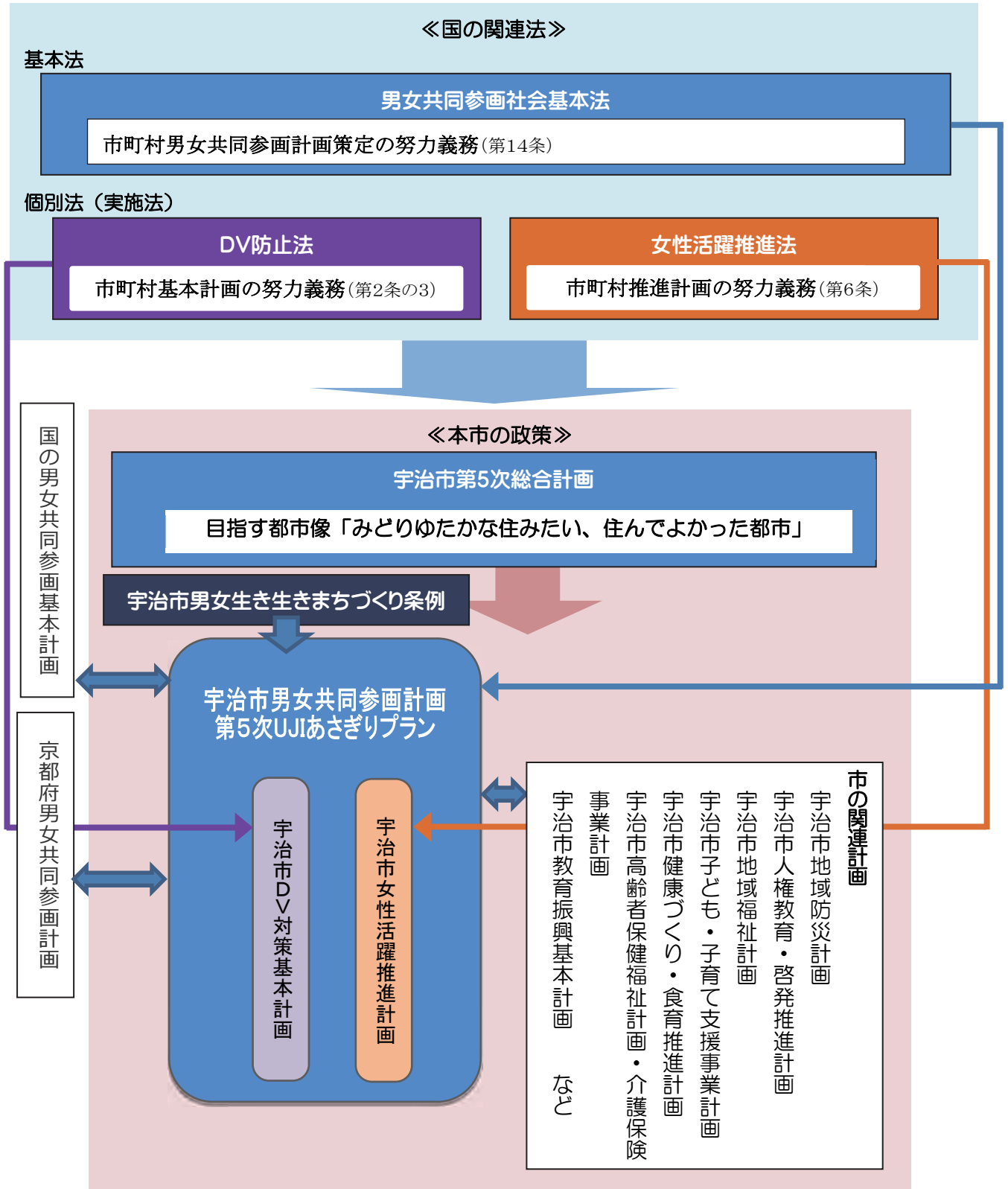
暴力の種類は以下のように分けることができます。

- ・身体的暴力 なぐる、ける、物を投げつけるなど
- ・精神的暴力 相手の人格を傷つけるようなことを言う、相手が大事にしている物をこわす、相手を無視するなど
- ・性的暴力 無理やりセックスをする、避妊に協力しないなど
- ・経済的暴力 生活費を渡さない、自立を妨げ就職させない、お金や物を貢がせる、借りたお金を返さないなど
- ・社会的暴力 外出を細かくチェックする、携帯電話のメールやアドレスを勝手に見る、友人との付き合いを制限するなど

3. 計画の期間

計画期間は、2021年（令和3年）度から2025年（令和7年）度までの5年間とします。

《計画の位置づけ概念図》



4. 計画の策定経過

本計画は、「宇治市男女共同参画に関する市民意識・実態調査」及び「宇治市男女共同参画に関する事業所調査」（以下、アンケート調査という。）や「宇治市男女共同参画に関する座談会」（以下、座談会という。）などにより、本市の男女共同参画の実態把握に努めるとともに、パブリックコメント（市民等の意見を募る手続）や宇治市男女共同参画支援センターにおける取組などを通じて広く市民等の意見を求め、「宇治市男女生き生きまちづくり条例」に定める「宇治市男女共同参画審議会」の審議を経て策定しました。

【アンケート調査の概要】

■実施時期

2020年（令和2年）1月

■市民意識・実態調査

宇治市在住の満16歳以上の市民を対象に4,000人を無作為抽出しました。

■事業所調査

宇治市内の事業所を対象に300事業所を無作為抽出しました。

【座談会の概要】

■実施時期

2020年（令和2年）7月

■内容

男女共同参画計画の策定において重要なテーマについての専門家、当事者等が日頃感じていることや課題の有無、解決の方向性などの意見を聴取して、重点課題の設定を行いました。

5. 計画の目標

(1) めざす将来像

『真の男女平等と地域に根ざした男女共同参画社会の実現』

「宇治市男女生き生きまちづくり条例」に定める8つの基本理念に基づき、男女が社会の対等な構成員として、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮し、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されなければならないという意識が、社会全体及び市民の日常生活に浸透し、市民一人ひとりが男女共同参画を實踐できる地域社会の実現をめざします。

「宇治市男女生き生きまちづくり条例」の基本理念

- ①男女が、個人としての人権を尊重され、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての個性と能力を十分に発揮する機会が確保されること。
- ②生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重され、健康の保持増進が図られること。
- ③家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、暴力的行為（身体的、精神的又は経済的な苦痛を与える行為をいう。）及び他の者を不快にさせる言動が根絶されること。
- ④社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮されること。
- ⑤男女が、社会の対等な構成員として、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- ⑥家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動と社会生活における活動とを共に行うことができるよう配慮されること。
- ⑦あらゆる教育の場において、多様な選択を可能にする教育及び学習機会の充実が図られること。
- ⑧国際社会における男女共同参画の推進に関する取組に留意し、国際的協調の下に行われること。

(2) 男女共同参画社会とは

男女共同参画社会とは、性別にかかわらず誰もが、意欲に応じて、社会のあらゆる分野で活躍できる社会です。仕事、家庭、地域などにおける多様な活動を一人ひとりの希望に沿ったかたちで展開でき、男女が共に夢や希望を実現して、一人ひとりの豊かな人生に結びつくことをめざしています。



6. 第4次UJIあさぎりプランの取組と成果

(1) 目標値・指標値の達成状況

「男女共同参画社会」や「ジェンダー³」の言葉の認識度は第4次計画策定時に比べて大幅に上昇しており、男女共同参画に関する言葉の浸透がうかがえます。

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という性別役割分担に否定的な考えの人が過半数を超え目標を達成しています。その一方で、各分野における男女の地位の平等感が高まっておらず、むしろほとんどの分野で男性優遇感が高まっている傾向です。性別役割分担に否定的な人の割合が高くなっているのに対して各分野において男女がおかれた状況に大きな変化がみられていないことがうかがえます。

市内事業所においては、女性活躍に関するポジティブ・アクション⁴や育児・介護との両立支援、ハラスメント対策などの取組が徐々に広がってきています。

基本方向1 男女共同参画社会の実現に向けた理解の促進

□は現状値が目標を上回った項目

△は第4次計画策定時よりも目標に近づいた項目

▽は第4次計画策定時よりも目標から離れた項目

項目	第3次計画策定時(参考)	第4次計画策定時(2015・H27)	現状値(2020・R2)	目標値・指標値(2020・R2)
「男女生き生きまちづくり条例」の周知度	31.3%	27.9%	▽ 23.9%	40%
「男女共同参画社会」という言葉の認識度	51.4%	60.4%	□ 71.8%	70%
「ジェンダー(社会的・文化的に形成された性別)」という言葉の認識度	35.6%	41.7%	□ 67.3%	50%
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に反対する割合	39.9%	44.7%	□ 52.7%	50%
「社会通念・慣習で男女平等」と感じている人の割合	13.7%	15.0%	▽ 12.6%	30%
社会全体でみた場合に、男女の地位が平等になっていると思う人の割合	15.9%	15.2%	▽ 15.1%	30%
セクシュアル・ハラスメントに対する対策を講じている事業所の割合 ※1	32.8%	26.4%	□ 50.0%	40%
セクシュアル・ハラスメントを経験したことがある人の割合	女性⇒38.4% 男性⇒15.3%	36.8% 18.9%	△ 27.8% △ 11.0%	0% 0%
学校教育の場で男女の地位が平等になっていると思う人の割合	62.5%	63.6%	▽ 57.8%	70%

※1:現状値は、何らかのハラスメント防止の取組を行っている事業所の割合

³ ジェンダー : 「社会的・文化的に形成された性別」を意味する言葉です。生物学的性別(セックス)に対して、社会によって作り上げられた「男性像」・「女性像」のような男女の別を示す概念で、それ自体に良い悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。一方で、ジェンダーが性差別や性別による固定的役割分担、偏見等につながってきたことをしっかりと認識することが必要です。

⁴ ポジティブ・アクション : 「積極的改善措置」のことで、様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいいます。固定的な男女の役割分担意識やこれまでの習慣から、「営業職に女性がほとんどいない」「課長以上の管理職は男性が大半を占めている」等の男女差が生じている場合に、このような差を解消するために、個々の企業が行う自主的かつ積極的な取組を指すこともあります。

基本方向2 あらゆる分野における女性の活躍の推進

項目	第3次計画 策定時(参考)	第4次計画策定 時(2015・H27)	現状値 (2020・R2)	目標値・指標値 (2020・R2)
職場で男女の地位が平等になっていると思う人の割合	16.7%	19.4%	△ 21.1%	30%
政策・方針の立案・決定において女性の意見が反映されていると思う人の割合 ※2	12.9%	7.0%	△ 13.6%	20%
政策・方針決定の場へ参画したいと思う女性の割合	17.7%	12.4%	▽ 9.5%	20%
ポジティブ・アクションに取り組んでいる事業所の割合 ※3	21.8%	26.4%	81.4%	40%
本市管理監督者への女性職員の登用割合	19.3%	20.2%	△ 22.1%	25%
本市審議会等における女性委員の登用割合	27.2%	28.6%	28.6%	35%
女性委員がいない本市審議会等(女性委員がいない本市審議会等の数/本市審議会等の数)	10/90	14/88	△ 11/94	0

※2:政治の場で、「女性が優遇されている」「どちらかといえば女性が優遇されている」「平等になっている」と回答した割合

※3:現状値は何らかのポジティブ・アクションの取組を行っている事業所の割合

基本方向3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）⁵の推進

項目	第3次計画 策定時(参考)	第4次計画策定 時(2015・H27)	現状値 (2020・R2)	目標値・指標値 (2020・R2)
「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認識度	48.0%	54.5%	60.5%	60%
本市男性職員の育児休業取得率(取得者数/対象者数)	0%	4.0%	11.1%	10%
育児休業を取得したことのある人の割合	女性⇒7.5% 男性⇒3.0%	8.7% 1.6%	△ 14.0% ▽ 1.5%	20% 10%
介護休業を取得したことのある人の割合	女性⇒2.0% 男性⇒2.3%	2.4% 1.8%	△ 2.8% △ 1.9%	10% 10%
育児を支援する対策を講じている事業所の割合	53.8%	52.8%	△ 57.8%	60%
介護を支援する対策を講じている事業所の割合	36.1%	35.8%	△ 46.0%	50%

⁵ ワーク・ライフ・バランス : 「仕事と生活の調和」と訳され、やりがいのある仕事と充実した個人生活の両者をうまく調和させ、個人が持っている能力を最大限に発揮できるようにすることをいいます。

基本方向4 安全・安心な暮らしの実現

項目	第3次計画 策定時(参考)	第4次計画策定 時(2015・H27)	現状値 (2020・R2)	目標値・指標値 (2020・R2)
DVを経験したことがある人の割合	女性⇒27.4% 男性⇒10.0%	20.6% 10.0%	▽ 20.7% △ 8.1%	0% 0%
子宮頸がん検診受診率 ※4	10.0% (2008・H20)	17.7%	▽ 6.6%	50% (2024・R6)
乳がん検診受診率 ※4	12.3% (2008・H20)	22.1%	▽ 9.9%	50% (2024・R6)

※4:宇治市健康づくり推進プランの数値を引用した項目で、目標年限は2024年(令和6年)度。プラン策定時の受診率と2016年(平成28年)度以降の受診率は、算出方法が異なるため、単純比較はできない

基本方向5 協働による男女生き生きまちづくりの推進

項目	第3次計画 策定時(参考)	第4次計画策定 時(2015・H27)	現状値 (2020・R2)	目標値・指標値 (2020・R2)
地域において男女の地位が平等になっていると思う人の割合	47.0%	46.2%	▽ 43.4%	60%
地域活動へ参加したことがある人の割合	39.4%	66.8%	△ 70.3%	80%



UJI あさぎりフェスティバル

(2) 第4次UJIあさぎりプランにおける取組と課題

本市では「宇治市男女生き生きまちづくり条例」第18条に、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況に関する年次報告書の作成と公表を定めています。

宇治市男女共同参画計画を実効性のあるアクションプランとするため、計画的に進行管理を行っており、この計画の進行状況については、毎年、市民アンケートによる市民意識調査と庁内各課へは「具体的施策進行状況調査」を実施しました。

【基本方向1】男女共同参画社会の実現に向けた理解の促進

「男女の人権の確立と固定的性別役割分担意識⁶の解消」に向けて、様々な広報・啓発に取り組むとともに、学習機会の提供に努めました。また、「教育を通じた理解の促進」をめざし、学校教育及び生涯教育の場において、学習の推進に努めました。

第4次UJIあさぎりプランの計画期間中は、「男女共同参画社会」や「ジェンダー」「ワーク・ライフ・バランス」といった言葉の認識度が上昇し「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に対する人の割合は半数を超え目標を達成したものの、「社会通念・慣習で男女平等」と感じている人の割合は第4次計画策定時点より減少し、指標値を下回りました。これは、男女平等意識の高まりにより、現状との差が大きく感じられるようになったとも考えられます。

男女共同参画の推進に向けた意識は着実に高まりつつありますが、依然として男女の固定的な性別役割分担が根強く存在している状況であり、引き続き、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野に参画できる社会の実現に向けた取組を進める必要があります。

【基本方向2】あらゆる分野における女性の活躍の推進

「職業生活における男女共同参画の推進」に向けては、労政ニュースやホームページ、情報誌『リズム』において女性活躍推進のためのポジティブ・アクションなどについて広報啓発を実施しました。第4次UJIあさぎりプランの計画期間中、事業所では、ポジティブ・アクションに取り組む割合が増加しています。また、市役所における取組として「宇治市女性活躍推進特定事業主行動計画」に基づき、管理監督者に占める女性職員の割合等、情報の公開を行いました。「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」に向けては、本市審議会等への女性委員の登用などを推進するため、女性委員の割合が35%未満の審議会等を所管する所属への事前協議を行いました。結果として第4次計画策定時点と同割合にとどまりました。審議会委員が充て職で団体の長であることが多いため、長である女性が少ないなどの課題が考えられます。「女性のチャレンジ支援」としては、相談事業や講座の開催により、女性の起業や、経営参画支援に向けた学習機会を提供し、また相談の充実を

⁶ 固定的性別役割分担意識：男女を問わず個人の能力によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」などのように、男性、女性という性別を理由にして、役割を固定的に分ける考え方をいいます。

図りました。

女性の活躍についての取組は徐々には進みつつありますが、より一層取組を進め、あらゆる分野での活躍を推進する必要があります。

【基本方向3】ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の意識づくり」に向けては、情報誌『リズム』の発行、労政ニュースの発行などにより、情報提供・啓発に努めました。その結果、ワーク・ライフ・バランスという言葉の認識度は上昇し、目標を達成しています。また、育児、介護を支援する対策を講じている事業所の割合が増加していますが、今後さらに取組が必要です。「男性にとっての男女共同参画」としては、男性のための相談事業を実施するとともに、相談事業の広報にも努めました。市役所における男性職員の育児休業取得率は11.1%となり、目標を達成することができました。これは育児休業取得者の体験談等を内容とする育児パパセミナーの実施による成果などが考えられます。

今後も、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組とともに、男性の育児や介護、家事への参画推進など、実質的な男女共同参画の取組を進める必要があります。

【基本方向4】安全・安心な暮らしの実現

「配偶者等からの暴力の根絶」に向けて、児童虐待防止推進月間と連携し、オレンジリボン⁷・パープルリボン⁸キャンペーンとして、DV防止に向けた啓発や学習機会の提供に努めたほか、ネットワーク会議を開催し、関係機関との連携や情報共有に努めました。「困難な状況を抱えた女性への支援」としては、女性のための相談⁹事業を実施し、必要に応じて関係機関への紹介や情報提供を行いました。「生涯を通じた女性の健康支援」としては、子宮頸がん・乳がん検診に加え、妊婦歯科健康診査事業を実施しました。「地域防災における男女共同参画の推進」に向けては、災害時における男女共同参画視点の重要性や地域コミュニティの大切さについての研修を行うことや、引き続き、災害対策本部地区班への女性配置に努めました。

今後も、困難な状況を抱えた女性への支援のために関係機関とのネットワークを強化し、支援に努める必要があります。

⁷ オレンジリボン運動：「子ども虐待のない社会の実現」をめざす市民運動です。オレンジリボンは、そのシンボルマークであり、オレンジ色は子どもたちの明るい未来を表しています。

⁸ パープルリボン運動：1994年(平成6年)アメリカで、女性に対する暴力の被害当事者によって生まれた草の根運動です。パープルリボンには、女性に対するあらゆる暴力をなくしていこうとのメッセージが込められています。

本市では、11月に「児童虐待防止推進月間」と「女性に対する暴力をなくす運動」期間を併せて、子どもへの虐待と女性に対する暴力の根絶に向け、シンボルマークを一本化し「オレンジリボン・パープルリボンキャンペーン」を実施しています。

⁹ 女性のための相談：こころやからだの悩み、家族や職場での人間関係など、女性が抱えている様々な問題を共に考え、自分自身の力で一歩を踏み出すためのサポートをする相談です。一般相談と専門相談があり、専門相談には女性弁護士による法律相談、女性カウンセラーによるフェミニスト・カウンセリング、女性医師によるこころとからだの相談があります。

【基本方向5】協働による男女生き生きまちづくりの推進

「市民等との協働の推進」に向けては、UJIあさぎりフェスティバル¹⁰の開催や市民企画事業の実施など、まちづくりに向けた市民活動や地域活動への参画を促進し、様々な啓発及び情報提供を行うとともに、市民等との協働事業の推進に努めました。

今後も、地域に根差した男女共同参画社会の実現をめざし、地域の各団体との連携や協働をより一層推進する必要があります。



UJI あさぎりフェスティバル

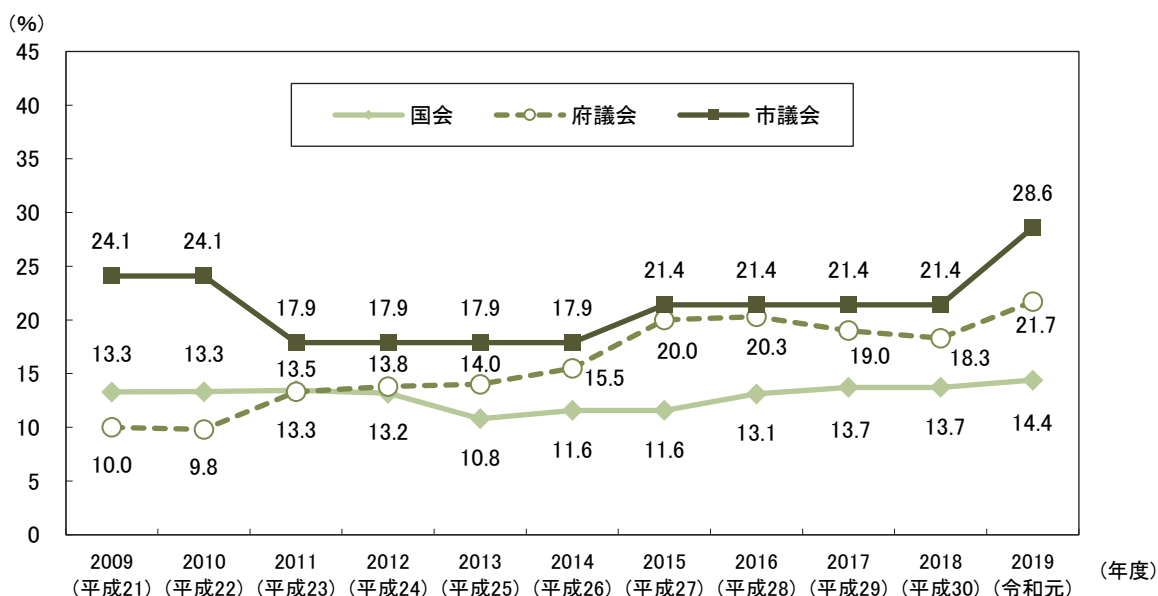
¹⁰ UJI あさぎりフェスティバル : 市民と行政が協働し、男女がともに生き生きと暮らせる地域に根ざした男女共同参画社会の実現に向けて、市民等が日頃の活動や学習の成果等も発表、交流し、学びを深めるとともに誰もが気軽に参加でき、楽しめるフェスティバルとして1995年(平成7年)度から開催されています。

7. 本市における男女共同参画の現状

(1) 意思決定等への女性の参画

① 女性議員割合の推移

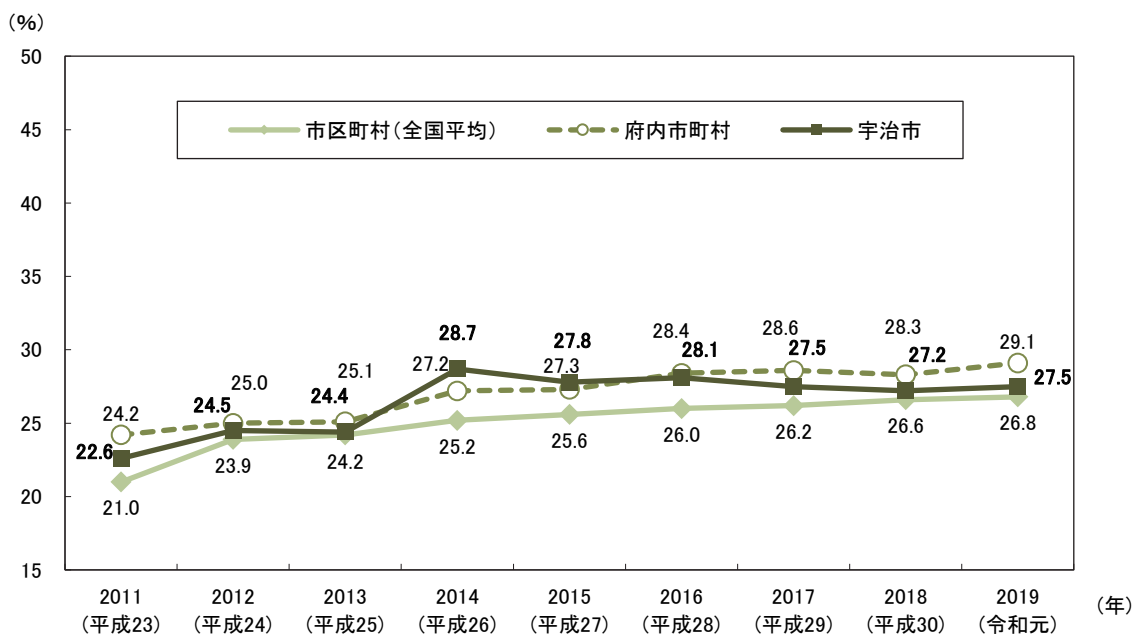
本市市議会における女性議員割合は、28.6%（28人中8人）で、京都府議会、国会に比べて高くなっています。



資料：国会は、衆議院・参議院各事務局調べ
府議会は、内閣府男女共同参画局「女性の政策・方針決定参画状況調べ」
宇治市議会は、総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調」

② 審議会などの委員の女性割合の推移

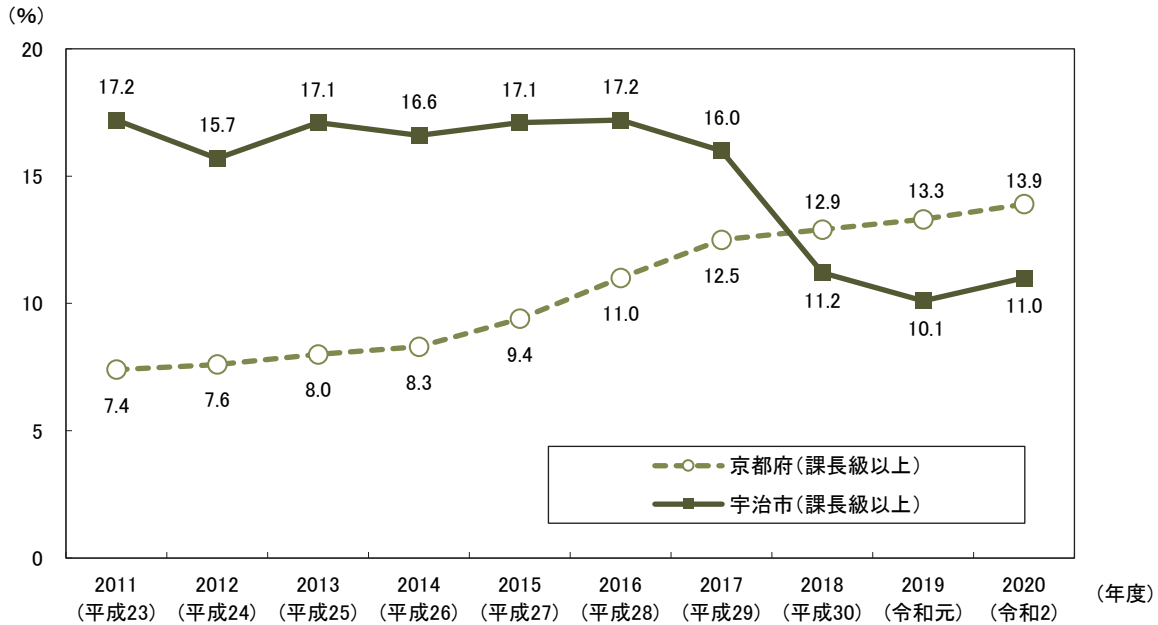
審議会等委員の女性割合は、全国平均よりもやや高いですが京都府平均よりも低くなっています。



資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

③市職員における女性管理職割合の推移

市職員の女性管理職割合は、2017年（平成29年）まで横ばいで推移していましたが、2018年（平成30年）以後、低下しています。

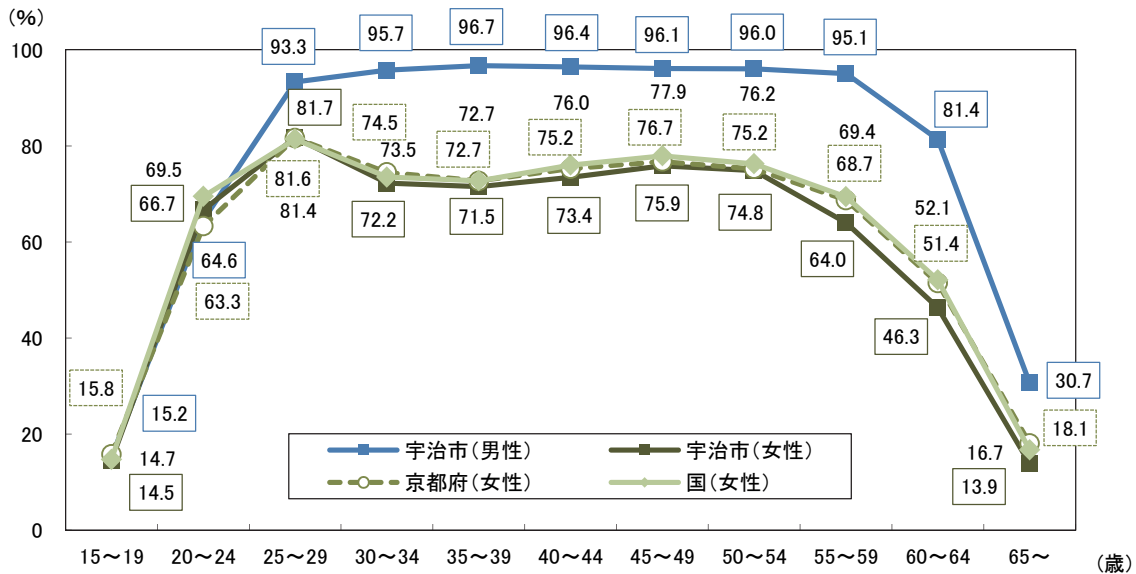


資料:内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

(2) 就労状況

①性別・年齢層別労働力率

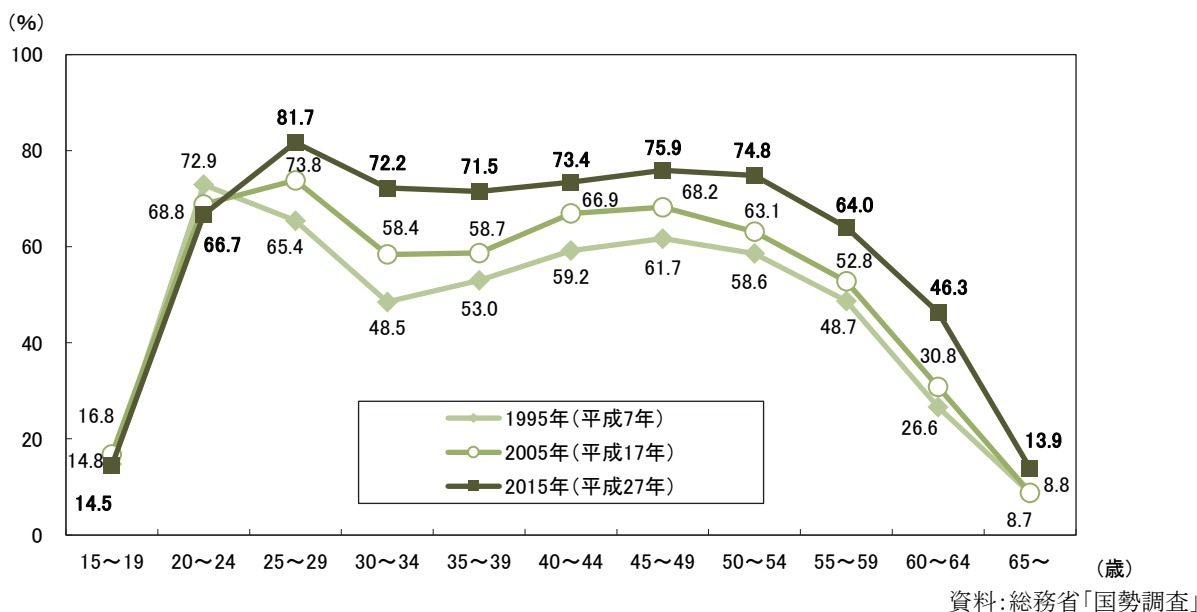
本市における女性の年齢層別労働力率は、全国、京都府とほぼ同程度となっています。本市の男性の30歳代から50歳代の労働力率が約95%であるのに対して、女性は20ポイント以上低くなっています。



資料:総務省「国勢調査」2015年(平成27年)

②女性労働力率の経年変化（宇治市）

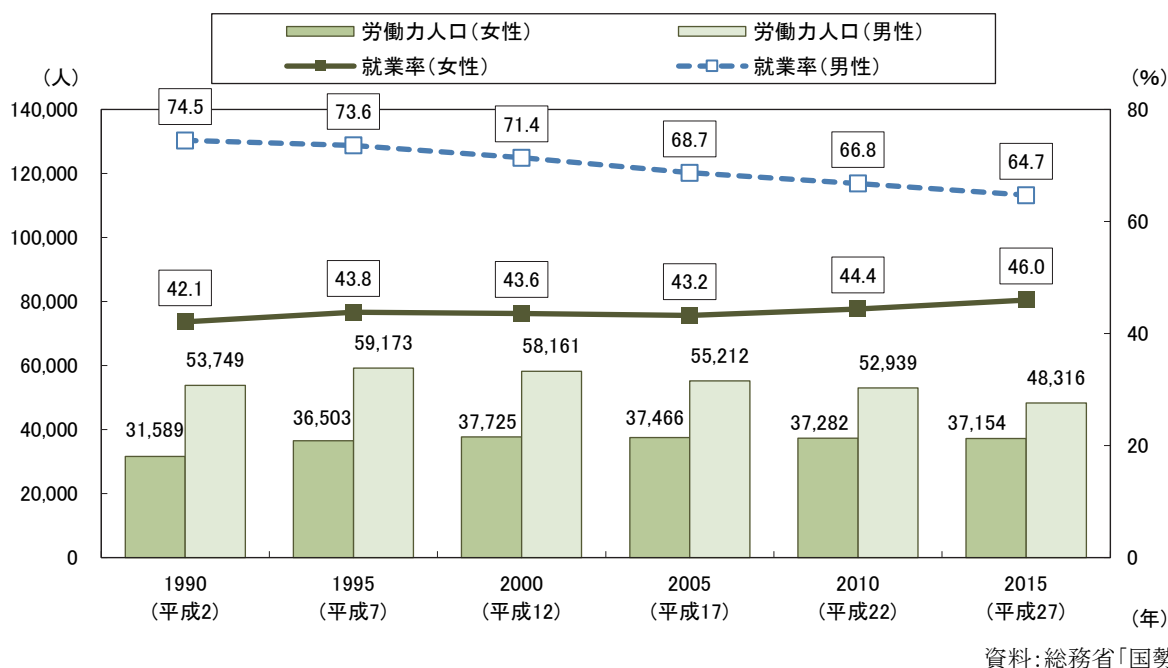
女性労働力率の変化をみると、この20年間でいわゆる「M字カーブ¹¹」の底（30歳代の労働力率）が大幅に上昇しています。



③男女別労働力人口と就業率の推移

全国的にみて、男性の労働力人口は減少して就業率も低下傾向ですが、女性の労働力人口は横ばいを維持し就業率は上昇傾向です。

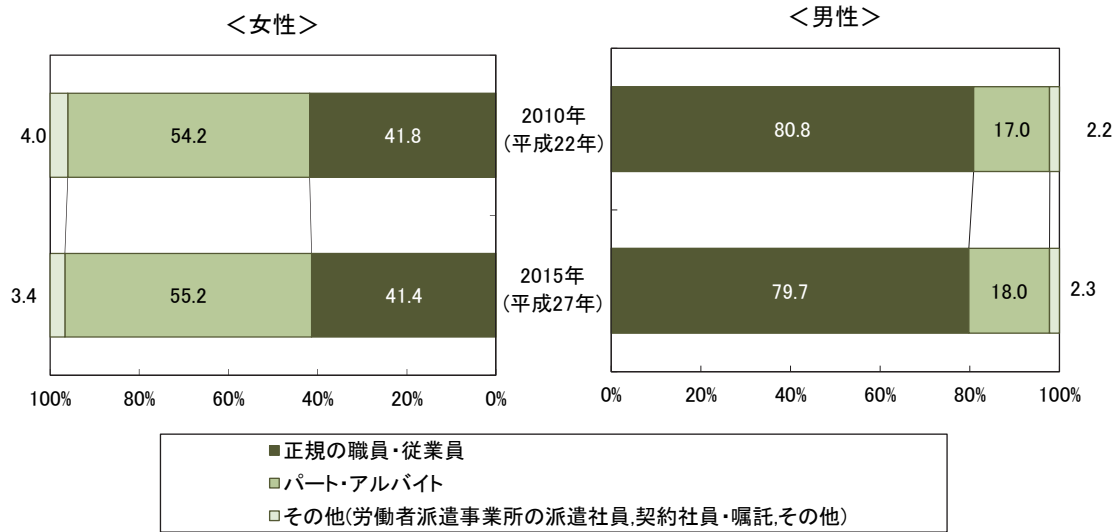
人口の高齢化により、男性は定年退職者の占める割合が高くなっているのに対して、女性はこれまで就業率が低かった子育て世代の就業率が高まったことが背景にあると考えられます。



¹¹ M字カーブ：日本の女性の就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいいます。M字カーブを描く原因は、出産・子育て期に離職する女性が多いことを示しています。国際的には台形に近い形が多くみられます。

④雇用形態別にみた役員を除く雇用者の構成割合の推移（宇治市）

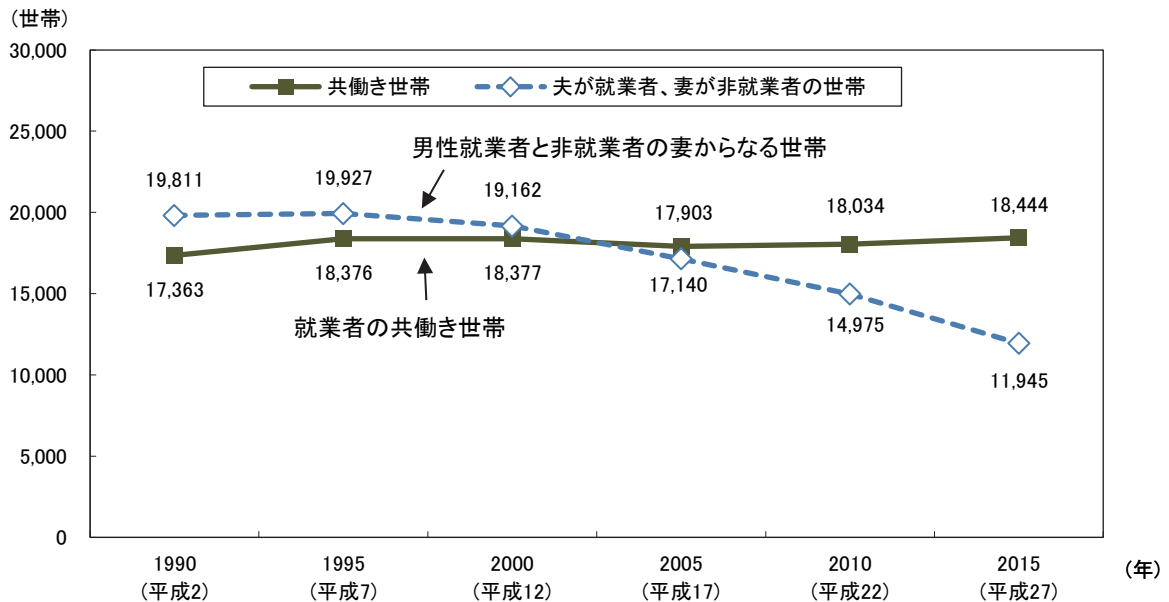
正規の職員・従業員の割合が、男性は約8割に対して、女性では約4割という構成割合はほとんど変化していません。



資料:総務省「国勢調査」

⑤共働き世帯の推移（宇治市）

本市では、2005年（平成17年）に、共働き世帯が男性就業者と非就業者の妻からなる世帯を上回り、その差は大きくなっています。

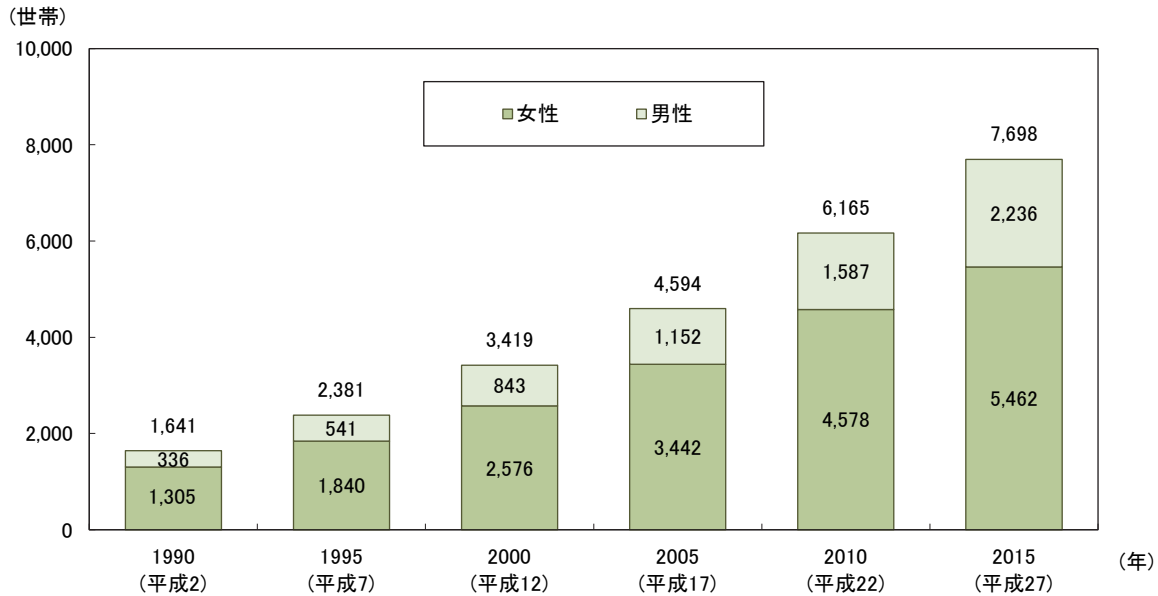


(注) 共働き世帯は、「夫、妻共に就業者である世帯」
資料:総務省「国勢調査」

(3) 暮らし

①性別にみた65歳以上の単独世帯数の推移（宇治市）

本市では、この25年間で高齢単独世帯数は約4.7倍に増加しています。高齢単独世帯のうち女性は約7割を占めています。

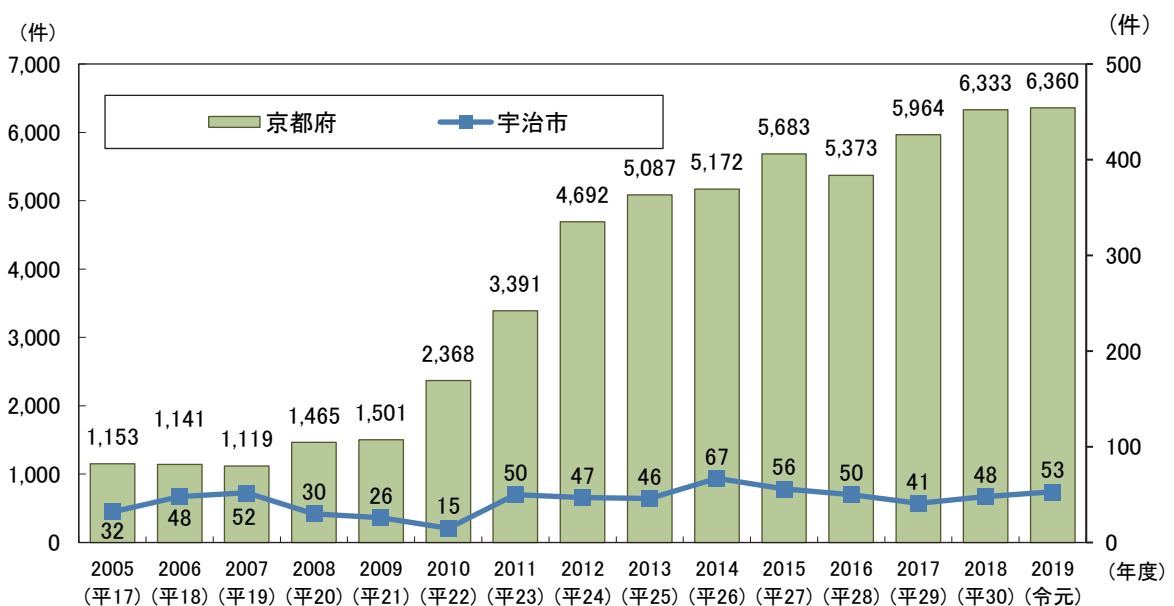


資料:総務省「国勢調査」

(4) 相談状況

①配偶者からの暴力相談件数の推移（京都府・宇治市）

京都府における配偶者からの暴力相談件数は増加傾向となっています。本市の相談件数は横ばいの状況です。



(注) 京都府は、京都府府内の配偶者暴力相談支援センターの相談件数(家庭支援総合センター、南部・北部家庭支援センター及び京都市DV相談支援センター)
資料: 京都府は「男女共同参画に関する年次報告」2019年(令和元年)度版及び内閣府「配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等」、宇治市は男女共同参画課

②宇治市男女共同参画支援センターにおける相談の状況

1. 女性のための相談

		2010年度 (平成22年度)	2011年度 (平成23年度)	2012年度 (平成24年度)	2013年度 (平成25年度)	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)
一般相談		312件	214件	193件	177件	204件	215件	181件	188件	186件	192件
	内DV件数(主訴)	15件	50件	47件	46件	67件	56件	50件	41件	48件	53件
フェミニスト・カウンセリング		42件	55件	36件	93件	92件	79件	66件	67件	96件	72件
法律相談		34件	38件	39件	37件	36件	37件	30件	27件	28件	31件
こころとからだの相談		11件	7件	10件	9件	12件	9件	4件	5件	3件	4件
相談計		399件	314件	278件	316件	344件	340件	281件	287件	313件	299件
CoCo チャレ相談 起業カフェ	回数	24回	24回	24回	24回	24回	24回	24回	24回	24回	24回
	内出前相談	(4回)	(4回)	(4回)	(2回)	(2回)	(2回)	(2回)	(2回)	(2回)	(2回)
	件数	63件	63件	59件	67件	81件	78件	89件	86件	85件	87件
	人数	81人	84人	92人	101人	114人	102人	110人	104人	95人	111人

2. 男性のための電話相談¹²

	2010年度 (平成22年度)	2011年度 (平成23年度)	2012年度 (平成24年度)	2013年度 (平成25年度)	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)
男性のための電話相談					9件	18件	24件	31件	26件	27件

資料: 男女共同参画課

¹² 男性のための電話相談 : ストレスを抱えながらも「男だから」と誰にも言えずに悩んでいる男性が精神的健康を取り戻し、自分の生きる方向性を自分で獲得できるよう支援する、男性カウンセラーによる電話での相談で、2014年(平成26年)度から実施しています。